

その25

1 補助金の名称	豊岡市計画相談支援推進事業補助金
2 交付の目的	市内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定計画相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7号に規定する障害児相談支援事業（以下、相談支援事業という。）を行う事業者に対し、新たに配置する相談支援専門員の雇用に要する経費の一部を補助することにより、相談支援体制を強化し、障害者（児）の自立の促進を図ることを目的とする。
3 内容及び対象経費	<p>(内容)</p> <p>当該年度に新たに配置した相談支援専門員の雇用に要する経費の一部について補助を行う。</p> <p>(対象経費)</p> <p>(1) 給与、賞与及び各種手当</p> <p>(2) 退職一時金及び退職年金の引当金</p> <p>(3) 福利厚生費</p> <p>(4) 社会保険料</p> <p>(5) その他市長が認める経費</p>
4 対象者	<p>(1) 市内を拠点に相談支援事業を実施している又は実施予定でありかつ市内を相談支援事業の実施区域とする法人とする。</p> <p>(2) 補助対象とする相談支援専門員は、相談支援事業に専従しなければならない。ただし、豊岡市が委託する障害者（児）相談支援事業を兼務する場合は、その限りではない。</p> <p>(3) 特定計画相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受けなければならない。</p> <p>(4) 補助対象とすることができる人数は、原則1事業所あたり1人とする。</p>
5 補助率又は補助金等の額	<p>予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内とし、新たな相談支援専門員1名の配置につき、年間2,000,000円を上限とする（1,000円未満切捨て）。ただし、単年度の雇用月数が12箇月未満の場合は、年間上限額に雇用した月数を乗じ、12で除した額を上限とする（1,000円未満切捨て）。</p>
6 交付申請に添付	(1) 事業計画書

する書類	(2) 市税を滞納していない証明願（証明書） (3) 誓約書 (4) その他市長が必要と認める書類
7 交付申請の期限	市長が定める期限
8 申請書への記載を省略する事項	なし
9 変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更	交付決定額の範囲内における経費配分の変更
10 変更承認を要しない軽微な内容の変更	補助事業等の中止又は廃止以外の変更
11 実績報告書に添付する書類	(1) 相談支援体制整備報告書（1年目） (2) 相談支援状況報告書（2年目以降） (3) 新規契約した利用者の一覧 (4) 新たに相談支援専門員を配置したことが確認できる書類（相談支援事業の指定又は変更の届出に必要な書類の写し） (5) その他市長が必要と認める書類
12 概算払	可
13 規則の適用除外	なし
14 その他	(1) 豊岡市が支給決定した利用者60人との契約の確保に努めなければならない。 (2) セルフプランから計画相談支援への切替えに努めなければならない。 (3) 必要に応じて、豊岡市障害者基幹相談支援センター、障害者（児）相談支援事業の委託先及び主任相談支援専門員等の指導を受けなければならない。 (4) 相談支援事業を廃止若しくは補助対象となった相談支援専門員の配置を解除若しくは事業所の相談支援専門員数が減少した場合又は補助事業完了後に市外に拠点を移して事業実施した場合には、補助金の返還を求めることができる（別表のとおり）。ただし、補助対象となった相談支援専門員の死亡若しくは重篤な病気若しくは怪我により配置が継続できない場合又はその他市長がやむを得ない

と認める場合は、この限りではない。

- (5) 国、県又は市による他の類似する補助金等を受けた場合は、その額を補助対象経費から除くものとする。
- (6) 補助することができる期間は、補助対象とする相談支援専門員を配置した月から起算して24箇月を限度とする。
- (7) この補助事業の事業期限は、令和10年3月31日までとする。

別表

内容		返還の額
相談支援事業を廃止、補助対象となった相談支援専門員の配置を解除又は事業所の相談支援専門員数が減少した場合	相談支援専門員の配置から3年未満	補助金額の100%の額
	相談支援専門員の配置から3年以上5年未満	補助金額の50%の額
補助事業完了後に市外に拠点を移して事業実施した場合		補助金額の100%の額